

青森県教育委員会第858回定例会会議録

1 期 日 令和2年7月8日（水）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後2時10分

4 場 所 教育庁教育委員会室

5 議事目録

報告第1号 議案に対する意見について

議案第1号 学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

議案第2号 青森県いじめ防止対策審議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定

議案第3号 青森県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案について・・・・・・・・原案決定

そ の 他 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（改定案）について

6 出席者等

・出席者の氏名

和嶋延寿（教育長）、豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴

・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

田中教育次長、三戸教育次長、古川教育政策課長、長内学校教育課長、早野教職員課長、谷地村スポーツ健康課長、仁和高等学校教育改革推進室長

（※新型コロナウイルス感染症対策のため関係者のみ出席）

・会議録署名委員

中沢委員、野澤委員

・書記

西野数馬、藤田真希也

7 議 事

報告第1号 議案に対する意見について

（田中教育次長）

議案に対する意見について、御説明する。資料の1ページを御覧いただきたい。

この度の案件は、県議会第302回定例会に提出された「令和2年度青森県一般会計補正予算（第3号）案（教育委員会所管分）」、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例案」、「青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案」、「公の施設の指定管理者の指定の件」及び「公共施設等の整備等に関する事業契約の件」の計5件について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長におい

て臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、同条第2項の規定により御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

まず、「令和2年度青森県一般会計補正予算（第3号）案（教育委員会所管分）」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、7億1,178万1千円の増額となっており、これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,302億5,238万8千円となる。なお、計上した歳出予算の主な事業等については、配布している参考資料のとおりとなる。

次に、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例案」について御説明する。これは、義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の適切な管理その他の健康及び福祉の確保を図るための措置について、そのサービスを監督する教育委員会の定めるところによるものとするものである。

次に、「青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案」について御説明する。これは、青森県立三本木農業恵拓高等学校及び青森県立五所川原工科高等学校を設置するものである。なお、当該校の設置及び名称案については6月3日に開催した第857回教育委員会定例会において議決いただいたものである。

次に、「公の施設の指定管理者の指定の件」及び「公共施設等の整備等に関する事業契約の件」について御説明する。これは、青森県総合運動公園及び新青森県総合運動公園の指定管理者を指定するとともに、新青森県総合運動公園新水泳場等整備運営事業について、契約を締結するものである。

なお、この5件の議案については、先の県議会において原案どおり可決されている。

（教育長）

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

議案第1号 学校職員の人事について

（非公開の会議に付き記録別途）

議案第2号 青森県いじめ防止対策審議会委員の人事について

（長内学校教育課長）

青森県いじめ防止対策審議会条例に基づき設置している同審議会の委員について、委嘱するものである。委嘱する委員は、条例により、法律、医療、教育、心理、福祉等に関して識見を有する者として、沼田徹氏、田中治氏、内海隆氏、関谷道夫氏、鳴海春輝氏を、このほか、青少年の健全育成に関して識見を有する者として、加川香寿美氏の計6名とするものである。また、委員の任期は、令和2年7月30日から令和4年7月29日までの2年間である。

（教育長）

何か質問、意見はあるか。なければ議案第2号は原案のとおり決定する。

議案第3号 青森県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案について

(早野教職員課長)

青森県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案について御説明する。

1の提案理由であるが、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例第7条の規定に基づき、県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるため提案するものである。2の概要であるが、教育委員会は、県立学校の教育職員が勤務時間外に業務を行う時間の上限を、原則として、1箇月について45時間、1年について360時間の範囲内とするため、業務量の適切な管理を行うものである。また、県立学校の教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、1箇月について100時間未満、1年について720時間等の範囲内とするため、業務量の適切な管理を行うものである。なお、本年3月に策定した「学校における働き方改革プラン」に基づく取組を推進することにより、教育職員の業務量の適切な管理や、健康及び福祉の確保を図りたいと考えている。施行期日は、令和2年8月1日とするものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第3号は原案のとおり決定する。

その他 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（改定案）について

(仁和高等学校教育改革推進室長)

青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（改定案）について、県民の皆様から幅広く御意見等を伺うため実施したパブリック・コメント及び地区懇談会の概要を御報告する。

まず、パブリック・コメントの概要であるが、30日間の期間で実施したところ、5人から延べ9件の意見の提出があった。次に県内6地区で開催した地区懇談会の概要であるが、6月11日から21日までの期間に開催したところ、参加者数等は御覧のとおりである。それでは、パブリック・コメント及び地区懇談会の主な御意見のうち、一部について項目ごとに御紹介する。

【第1 計画策定の趣旨】については、NO2になるが、「生徒のことを第一に考え慎重に検討してほしい。」という御意見があった。

次のページを御覧いただきたい。

【第2 学校・学科の充実】については、NO1になるが、「重点校・拠点校という考え方は学校のランク付けのように感じる人もいないか。これまでも農業高校同士の合同研究など連携した取組が行われてきているにもかかわらず、改めて『重点校・拠点校』といった名前を付すことで差別の意識を生むことにつながるのではないか。」という御意見があった。

【第3 学校規模・配置の方向性】については、NO10になるが、「地域の思いもあ

るかと思うが、何度も統合を行うことにならないよう、安定した教育環境にするため思い切った統合や学校配置があっても良いと思う。」という統合が必要とする御意見があった一方、次のページのNO13になるが、「小規模校を閉校ではなく、存続することを前提に教育改革を進めてもらいたい。」という小規模校の存続を求める御意見があった。今回の改定では、地域校の学級減の時期及び募集停止の時期を明確化したところである。このことに対し、NO17になるが、「保護者の立場としては、地域校の募集停止の時期が明確になったことは良かった。」という明確化に理解を示す御意見があった。また、地域校に関する御意見として、NO18になるが、「地域校が既に3校募集停止になっていることに驚いている。地域校が存続していくためには、学校と市町村が連携できるような県としてサポートしていく必要があるのではないか。その旨基本方針に盛り込むべき。」という御意見があった。

【第4 魅力ある高等学校づくり】についてである。今回の改定では、全国からの生徒募集の導入について検討することを新たに盛り込んだところである。このことについて反対する御意見はなかった。導入する対象校に関する御意見として、NO6になるが、「全国から生徒を集めるためには、地域と連携した特色ある教育活動を進める必要があると思う。『地域と連携した特色ある学校で全国からの生徒募集を導入する』といった前向きな考え方を基本方針に盛り込んでいただきたい。」という御意見や、次のページのNO15になるが、「全国からの生徒募集については、全ての県立高校で導入してほしい。それぞれの学校が魅力ある取組を行うことで、各校の魅力化が図られると思う。」という御意見があった。

【第5 県民の理解と協力の下での県立高等学校教育改革の推進】については、NO1になるが、「令和3年度の第2期実施計画（案）に関する地区懇談会では、土日に開催するなど保護者や地域の方々に広く参加してもらえるような方策を検討していただきたい。」という御意見があった。資料に掲載している御意見は主なものとなっているが、事務局において、今後、寄せられた全ての御意見に対する考え方を整理していく予定である。

（中沢委員）

パブリック・コメントの件数や地区懇談会の参加者数が少ない状況であり、地区懇談会の開催の在り方に関する県民の意見もあるが、今回パブリック・コメントや地区懇談会に関する広報をどのように行ったのか確認したい。

（仁和高等学校教育改革推進室長）

基本方針（改定案）については、6月3日に公表したところであるが、公表後速やかに全ての市町村・市町村教育委員会、各小・中・高校・特別支援学校等に対し、地区懇談会やパブリック・コメントの実施に関する案内を送付したところである。また、保護者への周知を図るために、青森県高等学校PTA連合会や青森県PTA連合会には、直接訪問した上で、各地区PTA団体に対する周知を依頼したところである。さらに、広報あおもりけん、ホームページ、県庁Facebookを利用した広報を行うとともに、報道機関に対しても報道依頼するなど、様々な広報媒体の活用にも努めたところである。

(中沢委員)

内容が統廃合などではなく、基本方針であるため参加者も集まりにくいのかかもしれないが、周知だけだと足りないと感じる。第2期実施計画策定に向けての地区懇談会では、周知のみならず、参加依頼を少し踏み込んでするべきと考える。県教育委員会による取組や検討状況を分かりやすく知っていただくことが必要だと思う。今後、市町村やPTA等から要請がある場合には、別途、基本方針の内容を説明する機会を設けるなど、丁寧な対応に努めていただきたい。

(杉澤委員)

地域校が基準に該当した場合の学級減や募集停止の時期を「翌年度」と明確化したことについて、保護者の立場から理解を示す意見がある。一方で、第1期実施計画における1学級規模の地域校については、いずれも入学者数が2年間継続して20人未満となっており、県民からは地域校に関する基準を3年もしくは4年に延長すべきとの意見など、募集停止に対して懸念を示すような意見もある。第2期実施計画の策定・推進に当たっては、県教育委員会としても地域校の活性化に向け、学校と地域との連携を促すことが必要であると思う。

(町田委員)

学校と地域が連携して学校の活性化に取り組むことは、全ての高校において必要な取組であると思う。ただし、学校規模の基準を満たさない場合であっても、通学環境に配慮して意図的に配置する「地域校」については、生徒数を確保するためにも、とりわけ学校と地域等が連携した取組が必要であると思う。そのような取組が学校の特徴や他校との差別化にも繋がると思うため、しっかりと進めていただきたい。

全国からの生徒募集の導入について、県民から多くの意見をいただいております。導入に対して好意的な意見が多いため、全国からの生徒募集の導入に向けて検討する方向性で進めて良いと思う。一方で、全国から生徒を集めるためには、地域と連携した特色ある取組や地域の資源を生かした魅力ある高校づくりを進めるべきといった意見があり、引き続き検討課題として意識していく必要があると考える。準備に要する時間を含めて事務局の見解を伺いたい。

(仁和高等学校教育改革推進室長)

全国からの生徒募集について、他県の成功事例では寮や下宿等の県外生徒を受け入れるための環境整備、地域の人財や自然・歴史・文化・産業を活用した魅力ある教育活動など、高校と地元自治体等が協働して県外生徒の確保に努めている。このことを踏まえると、全国からの生徒募集を導入する場合には、本県においても、県外生徒を受け入れるための環境整備や、魅力ある高校づくりに向けた方策等について、高校が所在する市町村等と連携しながら、検討を進めていく必要があると考えている。タイムスケジュールについては、9月から始まる地区意見交換会における意見を伺いながら検討することとしている。

(中沢委員)

全国からの生徒募集について、特定の高校に導入すべきとの意見がある一方で、全ての県立高校に導入すべきといった意見もある。今後は、全国からの生徒募集の具体的な導入範囲等についても、県民から意見を伺う必要があると考えるが、事務局ではどのように検討を進めることを想定しているのか伺いたい。

(仁和高等学校教育改革推進室長)

全国からの生徒募集を導入する高校の範囲によっては、県内生徒の入試環境にも影響を及ぼす可能性があることから、県民の意見を伺いながら慎重に検討する必要があると考える。このため、全国からの生徒募集導入の在り方等については、9月から各地区で開催する地区意見交換会等も活用しながら、多くの方々から幅広く御意見を伺いたいと考えている。

(野澤委員)

重点校・拠点校という考え方が学校のランク付けのように感じるといった意見があり、基本方針を策定した際にも同様の意見があったことについて、基本方針検証会議からの報告書にもあったとおり、重点校・拠点校の役割が理解できるように積極的な広報活動が必要であると考えている。重点校・拠点校は決して差別ではなく、他校と連携しながら進めていくべきものであり、地域校も地域と連携していくべきである。連携や各校における魅力・特色づくりが大切である。重点校・拠点校の取組が浸透していないことについては、第2期実施計画の地区意見交換会等において、丁寧に広報・説明していただきたい。また、教育委員会が発行した「高等学校教育に関する意識調査」などのデータを積極的に活用しながら理解していただけるよう周知するべきと考える。

(豊川委員)

県民から地区意見交換会の委員構成に関する意見もあったようだが、地区意見交換会では第2期実施計画の具体的な学校配置等について意見交換するため、県民の関心も高いと思う。地区意見交換会については、9月から各地区で開催する予定と聞いているが、地区意見交換会のメンバーや協議スケジュールについて、事務局から説明していただきたい。

(仁和高等学校教育改革推進室長)

平成28年度に第1期実施計画策定に向けて開催した地区意見交換会では、地区ごとに市町村教育委員会教育長、小・中・高等学校PTA団体の代表、産業界関係者、小・中学校長会の代表、進行役として元県立高等学校長、必要の応じて情報提供のために全ての校等学校長をオブザーバーとしている。今後開催する地区意見交換会についても、前回と同様になるものと考えているが、様々な意見をいただいていることから検討し公表することとしたい。

(杉澤委員)

近くに高校がないことによって、経済的な問題で高校に通えないことがないようにしな

ければいけないと思っている。今回の意見でも、通学環境に配慮が必要な点を踏まえてほしいといった意見や、奨学金の貸与を要件としない幅広い通学支援を求める意見もあり、県民は高校の統合等に伴う通学負担の増加を懸念していることが分かる。このことに関し、今年度から実施している育英奨学会による奨学金の返還免除制度の概要について改めて確認したい。また、奨学金の返還免除制度以外の支援制度についても確認したい。

(仁和高等学校教育改革推進室長)

今年度から、経済的な状況にかかわらず修学の機会均等を図るため、(公財)青森県育英奨学会と連携し、高等学校奨学金通学費等返還免除制度を新設した。同制度は、市町村民税所得割非課税世帯を対象とし、奨学金貸与額のうち、1月当たりの通学費10,000円、下宿費12,000円を超える額の返還を免除する制度となっている。なお、令和元年度には奨学金の貸与月額を増額及び貸与要件の緩和も行っている。これ以外の支援制度については、通学費等授業料以外の教育費の負担軽減を図るため「奨学のための給付金」を平成26年度から給付しているところである。

(杉澤委員)

高校への通学負担に関する県民の不安を少しでも解消できるよう、事務局では、奨学金返還免除制度や奨学のための給付金といった支援制度の周知にしっかりと取り組んでいただきたい。

(教育長)

次回の定例会では、基本方針(改定案)について、県民から寄せられた意見等を踏まえ、基本方針(改定成案)の決定に向け審議することとしたいと思うがよろしいか。

(全委員)

異議なし。

(教育長)

事務局では、本日の議論も踏まえながら、次回定例会に基本方針(改定成案)を議案として提出すること。また、県民からは基本方針(改定案)の修正を求める意見もいただいております。議案を審議する際の参考とするため、県民の意見に対する考え方について、資料としてまとめ、併せて提出するとともに、先ほど委員から発言があった地区意見交換会の進め方等についても説明すること。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針(改定案)については、青森県教育委員会として了解した。